

兵庫県公報

令和5年7月31日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（公営住宅管理課）…………… 1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第33号）

1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層耐火住宅	明石舞子北第1住宅	神戸市垂水区神陵台6丁目	64戸

2 老朽化に伴い、次の普通県営住宅の用途廃止を行うこととした。

普通中層耐火住宅 6団地 466戸

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第33号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

202	R3	明石舞子北第1住宅	神戸市垂水区神陵台6丁目	8階建	16	0.7215	61,300
					1	0.9117	77,500
					39	0.9173	78,000
					8	1.0832	92,000

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款27の項中

「

82	0.2992	19,600
21	0.3058	19,600
2	0.3112	20,600

」

を

「

45	0.2992	19,600
13	0.3058	19,600

」

に、

「

2	0.3114	20,600
1	0.3115	20,600
42	0.3121	22,400
4	0.3189	22,400
68	0.3193	23,200
1	0.3238	23,400
8	0.3263	23,200
1	0.3293	23,800
1	0.3311	24,200
1	0.3314	24,300
2	0.3483	27,000
1	0.3588	27,300
1	0.3703	30,500
1	0.3788	31,500

」

を

「

1	0.3114	20,600
---	--------	--------

」

に改め、同款31の項中

「

42	0.5867	40,100
22	0.6166	43,000

」

を

「

42	0.5867	40,100
----	--------	--------

」

に、

「

1	0.6261	47,600
5	0.6314	43,000
1	0.6335	43,800
1	0.6338	43,900
1	0.6339	43,900

」

を

「

1	0.6261	47,600
---	--------	--------

」

に改め、同款39の項中

「

83	0.3594	19,300
34	0.3675	19,300
1	0.3709	19,800

」

を

「

38	0.3594	19,300
11	0.3675	19,300

」

に、

「

132	0.3900	19,600
25	0.3988	19,600
1	0.4001	23,600
1	0.4025	20,100

」

を

「

71	0.3900	19,600
17	0.3988	19,600

」

に、

「

72	0.4198	20,000
26	0.4292	20,000

」

を

「

40	0.4198	20,000
18	0.4292	20,000

」

に改め、同款47の項中

「

40	0.6361	48,800
6	0.6499	48,800
3	0.6515	49,800

」

を

「

15	0.6361	48,800
2	0.6499	48,800
2	0.6515	49,800

」

に改め、同款53の項中

「

7	0.3388	28,900
27	0.3570	29,000
12	0.3647	29,000
1	0.3689	30,100

」

を

「

7	0.3388	28,900
---	--------	--------

」

に改め、同款117の項中

「

14	0.9181	82,500
1	0.9379	75,800
3	0.9379	82,500

」

を

「

10	0.9181	82,500
2	0.9379	82,500

」

に改める。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。